

合併処理浄化槽

● 個別排水処理施設整備事業 ●

～快適な生活と美しく住みよい環境を～

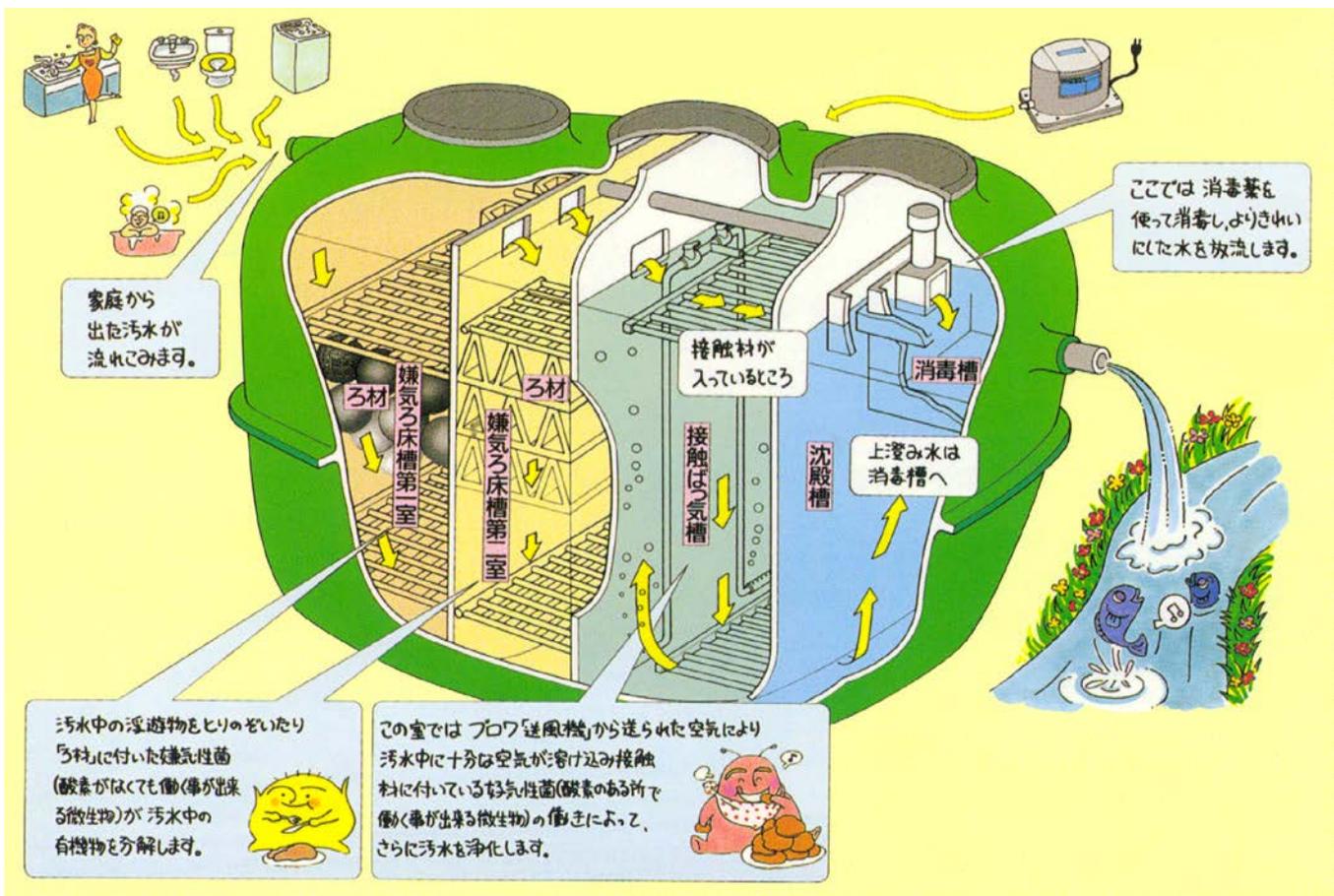


大 樹 町

自然にやさしく、そして快適な暮らしのために・・・。

個別排水処理施設整備事業について

町では、平成14年度からの計画で、公共下水道処理区域を除く町内全域を対象に、合併処理浄化槽を設置する事業を積極的に推進することになりました。この事業は、私たちの郷土を美しい環境に保ち、快適な生活を行うため、家庭から出るし尿と台所等から出る生活雑排水を合併処理浄化槽で処理することによって、河川等の汚れを防止し、文化的な生活環境を向上させる有効な手段であり、個人下水道とも呼べる恒久的な施設です。



合併処理浄化槽とは？

トイレ、台所、風呂、洗濯等から出る汚れた水を、浄化槽で処理し、きれいな水にして川に流すものです。

合併処理浄化槽の必要性

1人が1日に200ℓ使用する水の量には汚濁物質の量(BOD)が40g含まれているとされています。その内訳は、トイレ13g、生活雑排水が27gと、台所などから出る生活雑排水の汚れがトイレの2倍以上あります。

これが近年、水の使用量が大幅に増え、この増えた水の量や汚れの全てが、生活雑排水なのです。

このように私たちの生活雑排水の汚れが、河川や湖沼の汚濁、環境の悪化を招き増大させています。

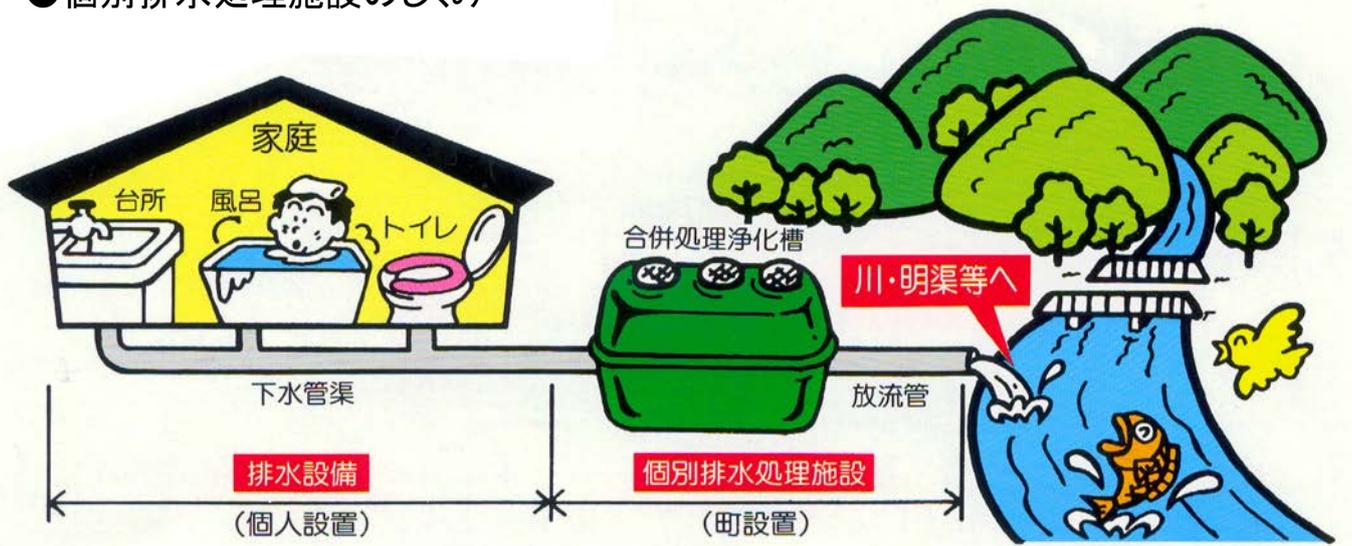
合併処理浄化槽の利点

- 下水道の整備されていない地域、整備が不可能な地域に簡単に設置できます。
- 台所、風呂場、洗濯などに使った水とトイレの排水を一緒に処理します。
- 処理された水がきれいなので側溝や河川に安心して流せます。
- 設置には極めてわずかな期間と、スペースで各家庭のどこにでも設置できます。

浄化槽の正しい使い方 ●浄化槽を使用する時は下記のことを守りましょう。

- トイレトペーパー以外は絶対に流さないで下さい。
『トイレに流せる』と表示されている商品であっても、トイレトペーパー以外は浄化槽では処理できません。
- トイレ掃除には塩酸類、劇薬等は使わないで下さい。
- カビ落とし剤の使用後は十分に水を流しましょう。
- 台所の油分(天ぷら油など)は流さないで下さい。
- 台所から出る生ゴミは別に収集して捨てましょう。
- 浄化槽の上部に車を乗せないで下さい。
- 送風機(ブローア)の近くにものを置かないように注意しましょう。
- マンホールふたは危険ですのできちんと閉めておきましょう。

●個別排水処理施設のしくみ



使用者が負担、管理する(排水設備)

排水設備工事は、町が指定する「排水設備指定業者」でなければ工事をする事ができませんので、必ず指定業者に依頼して下さい。

排水設備工事費・・・1戸当り→約60万円～70万円

浄化槽本体より住宅側の工事費(屋外排水管、トイレ改造、給水工事、電気工事等)については個人の設置になります。

町が設置、管理する(合併処理浄化槽)

(受益者分担金、使用料がかかります。)

- 合併処理浄化槽は、浄化槽設置用地を借用(無償)し、町が設置致します。
- 設置後、受益者分担金と下記使用料を負担していただき、町が維持管理を致します。

●合併処理浄化槽の使用料(税抜)

基本使用料: 16 m³まで 2,477円

超過使用料: 1 m³につき 120円

* 尚水道メーターで算定出来ない場合は認定水量にて使用量を決定します。

■法定点検 ■水質検査 ■巡回清掃 ■消毒薬剤 ■汚泥汲取

●電気料金・・・5人槽で毎月約1,000円(使用者負担)

浄化槽内のばっ気のためのもので浄化槽の規模により異なります。

9万円です合併処理浄化槽が設置されます

受益者分担金とは・・・

合併処理浄化槽を設置するには通常 160 万円から 260 万円の工事費がかかります。

この合併処理浄化槽を設置することにより、利益を受ける方に建設費の一部を負担していただく制度です。

受益者分担金は、合併処理浄化槽の大きさに関係なく一律に負担していただくものです。



分担金の額は・・・

分担金は1戸当たり9万円です。

分担金を納めていただく時期は・・・

合併処理浄化槽を設置された年度に賦課されます。

分担金の納入方法は・・・

分担金は、1年で2期に分けて納めていただきます。

排水処理施設工事年月日	納 入 期 日	
	第 1 期	第 2 期
4月 から 6月	7月16日から 7月30日	10月16日から10月30日
7月 から 9月	10月16日から10月30日	1月16日から 1月30日
10月 から12月	1月16日から 1月30日	3月16日から 3月30日
1月 から 3月	4月16日から 4月30日	7月16日から 7月30日

排水設備には次の制度があります。

貸付金制度

町では、既設住宅の便所を水洗式に改造又は排水設備を設置しようとする方々に、次の方法で改造資金をお貸しします。

貸付の内容	
貸付金額	44万円以内(ただし、トイレが2ヶ所の場合は70万円以内)
返済回数	返済回数44回以内
利息	無利子(全額町で負担します。)
延滞利息	定められた日まで返済しないと年14.6%の延滞利息がかかります。
貸付条件	(1) 町税及び個別排水処理事業受益者分担金を滞納していないこと。
	(2) 貸付金の償還能力がある者
	(3) 確実な連帯保証人1名を有する者
	(4) 自己資金のみで工事費を一時に負担することが困難な者
取扱い金融機関	帯広信用金庫大樹支店・大樹町農業協同組合・忠類村農業協同組合・大樹町漁業協同組合

補助制度

町では、自己資金により既設住宅の便所を水洗式に改造しようとする方々に次の方法で補助金を交付します。

補助の内容	
補助金額	4万円(ただし、トイレが2ヶ所の場合は8万円)
補助対象者	自己資金で既設住宅の便所を水洗式に改造するもの。

- ※ 貸付金と補助金は重複して受けられません。
- ※ 新築住宅の方は両方(貸付金、補助金)受けられません。

